

希望坂(北中だより)

第6号 令和5年7月20日

みやき町立北茂安中学校

校長 古賀 健司

<https://www.education.saga.jp/hp/kitashigeyasu-j/>



学校教育目標

「夢や目標をもち

チャレンジ精神と思いやりの心に

満ちあふれた生徒の育成」



◇三養基・神埼地区中学校総合体育大会◇

7月1日(土)から、地区中学校総合体育大会が行われました。「北茂安中の生徒は礼儀が素晴らしいですね」との言葉を何度もいただき、とてもうれしい気持ちになりました。どの選手も最後の最後まであきらめない素晴らしい試合ばかりで、応援にも力が入りました。

(敬称略)

剣道男子(団体)	2位(県大会出場)	剣道女子(団体)※みやき中	2位(県大会出場)
卓球男子(団体)	予選リーグ惜敗	卓球女子(団体)	2位(県大会出場)
バスケットボール男子	3位	バスケットボール女子	3位
サッカー	3位	バレーボール女子	予選リーグ惜敗
野球	3位		
剣道女子	【4位】○○○○(県大会出場) 【5位】○○○○(県大会出場)		
剣道男子	【3位】○○○○(県大会出場) 【10位】○○○○(県大会出場)		
卓球女子	【5位】○○○○(県大会出場)		

これまでの集大成となる最後の大会に出場できない選手もいます。言葉を交わすと、試合に出たいという思いが伝わってきます。そんな中でもピンチでは仲間を励まし、ポイントを取れば最高の笑顔でよろこぶ姿に胸を打たれます。

人を心から応援できる皆さんを、私は尊敬しています。そして、そんな皆さんにエールを贈る人がいることを覚えていてくれたらうれしいです。



◇佐賀県中学校総合体育大会◇

空手、水泳、陸上など、地区予選がない競技は、6月末から県中学校総合体育大会が始まっています。九州大会出場を決めた選手がいる一方で、惜しくも逃し、涙が止まらない選手もいました。その姿に、これまで積み上げてきた努力の重みを感じました。上位入賞者を、お知らせします。

《水泳》

(敬称略)

男子400m個人メドレー	2位 ○○○○(※九州大会出場)
男子4×100mリレー	3位 ○○○○・○○○○・○○○○・○○○○
女子200m個人メドレー	3位 ○○○○
男子4×100mメドレーリレー	3位 ○○○○・○○○○・○○○○・○○○○

《陸上》

(敬称略)

共通女子走幅跳	3位 ○○○○
共通男子三段跳	3位 ○○○○



※ 剣道部、卓球部、吹奏楽部の県大会は7月22日以降開催です。

◇礼儀◇

7月7日(金)、全校集会で地区中学校総合体育大会の表彰式を行いました。賞状を渡した後、同大会での北茂安中学校の生徒の礼儀正しさについて、その価値を少しでも伝えたいと思い、以下のことを話しました。

- ・礼儀正しさは、相手を大切にする意志の表れだと考えます。言い換えれば、皆さんの思いやりだと思います。
- ・周囲の方から礼儀正しさを認められたということは、相手を大切にできた(思いやりのある行動ができた)ということです。
- ・このような価値ある行為を、実行した自分、そして仲間に拍手を贈ってほしい。そんな皆さんを私は誇りに思います。
- ・相手を大切にすることで、相手から大切にされる機会が多くなります。これから皆さんにとってうれしいことが、きっとたくさんあると信じます。



◇いじめアンケート◇

6月に実施したアンケートへのご協力、ありがとうございました。必要と判断した生徒については校長が直接聞き取りを行うなど、『いじめ防止対策推進法』に基づいて作成している本校の「いじめ防止基本方針」にそって取組をすすめています。

以下の法律に規定されているように、級友等の言動によって、心身の苦痛を感じた生徒がいれば「いじめ」です。今回のいじめアンケート、日頃行っている教師による生徒観察、隔週実施している生活アンケート、生徒や保護者様からの相談等により、いじめの情報を得た場合、これをいじめの「覚知」といい、この時点で管理職が教育委員会に報告します。それと同時に、学校内の「いじめ防止対策委員会」において調査を行い、いじめであることと確認すれば、いじめの「認知」といい、具体的な対応を指示します。

「自分のことを悪く言っているような気がする」など、相談した本人に確証がなかったり、相手の生徒が覚えていなかったり、明らかに否定する場合は取扱いが非常に難しくなります。行為について教師に尋ねられるだけでショックを受けるデリケートな生徒もいます。

「いじめ」を受けた生徒の生命・心身を保護することを第一義とし、加えて、教職員の言動が生徒を傷つけたりすることが絶対にならないように指導・支援のあり方に細心の注意を払うこと、教職員個人の判断のみに頼らず、学年・管理職・教育委員会などと連携し、組織で対応すること等を、毎年職員研修等で確認しています。今後とも適切な指導に努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号 抜粋)

(いじめの定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「みやき町立北茂安中学校 いじめ防止基本方針」は、本校 HP に掲載していますので、ご確認ください。

※ ご相談等ありましたら、本校職員だれでも結構ですので、ご連絡ください。
(北茂安中学校 Tel.0942-89-2008)